

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第 20条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成21年 5 月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類及び名称

佐賀都市計画公園 8・2・1号 松原公園

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課